



滋環整第1144号

平成 11年 11月19日

各市町村長 殿

滋賀県琵琶湖環境部環境整備課長

合理化事業計画の策定指針について（通知）

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。）に基づく合理化事業計画の策定に関して、平成11年11月5日付けで滋賀県琵琶湖環境部長および滋賀県農政水産部長名から「下水道の整備等に伴う基本方針」が各市町村に通知されたところですが、今後、市町村において当該基本方針に基づいて合理化事業計画を策定されるにあたり、その目安となる指針を別添のとおり作成しましたので通知します。

## 合理化事業計画の策定指針

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号。以下「合特法」という。）の合理化事業計画の策定に関して、平成11年11月5日付けで滋賀県琵琶湖環境部長および滋賀県農政水産部長から、下水道の整備等に伴う合理化基本方針（以下「基本方針」という。）が各市町村に通知されたところであるが、今後、市町村が当該基本方針に基づいて合理化事業計画を定めるための目安となる策定指針を下記のとおり作成した。

### 記

#### 1 生活排水処理基本計画の策定

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第6条に規定する生活排水処理に係る基本計画（以下「生排計画」という。）を策定（改訂）することとなっているが、当該生排計画は、合特法に基づく合理化事業計画の策定の基礎資料となるものでもあり、早急に策定（改訂）を行い、今後の、し尿等の発生量および処理量の見込みとその適正な処理およびこれを実施する者に関する基本的事項等について明らかにすること。

#### 2 合理化事業計画の策定

市町村は、廃掃法の規定により当該市町村長の許可または委託を受けて行うし尿処理業者および浄化槽法の規定により当該市町村長の許可を受けて行う浄化槽清掃業者（以下「し尿等処理業者」という。）が、下水道の整備等により著しい影響を受けると認められる場合は、し尿の処理および浄化槽の清掃を適正かつ円滑に推進するため、当該し尿等処理業者への合特法に基づく支援を目的とした合理化事業計画を策定すること。

策定にあたっては、平成6年3月29日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」を踏まえ、市町村の実情に応じた合理化事業計画とすること。

また、市町村は、下水道の終末処理場等によるし尿処理への転換が完了する直前までし尿処理業等の業務を円滑に行わなければならないが、将来、処理見込み量が著しく減少した場合等、通常考えられる合理化による業者の自助努力だけでは円滑な業務の継続が困難な場合も想定されるため、このための適切なシステム作りの検討についても十分考慮するものとする。

#### 3 策定期間

合理化事業計画は、下水道の整備等について、その具体的な方針や見通しが明らかになった以降できるだけ早い時期に策定されることが望ましいものであり、既に整備が進んでいるところは速やかに策定に着手するものとする。

#### 4 処理見込み量の変化の見通し（業務量減少のとらえ方）

下水道の整備等に伴うし尿等処理の業務量の減少は、し尿等処理業の経営の基盤に直接影響を与えるものであり、し尿等の処理量の的確な把握が、適正な合理化事業計画の基礎になるものであることから、生排計画を基として、し尿等の処理見込み量の変化の的確な見通しをたてること。業務量減少のとらえ方は、減少量を客観的、合理的に表す資料を用いることが肝要であり、その例として下水道への直結件数を基礎とすることが考えられるが、より適切な資料として採用できるものが考えられる場合はこの限りではない。

## 5 処理体制の水準

4の見通しを基として、当該市町村におけるし尿等の処理の適正な実施を確保するための処理体制の水準（必要な車両数等）を設定することとする。

## 6 支援の方法

市町村の支援は、代替業務の提供を原則とするが、代替業務が実質的な支援と成り得ない場合には、資金上の措置も検討するものとする。

(1)支援の方法は、合特法の目的であるし尿処理等業者の業務の安定の保持のための措置として事業の転換のための代替業務の提供を原則とするものであること。

代替業務の提供については、平成6年3月29日付け厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づく合理化事業計画の策定要領について」および基本方針の趣旨を踏まえて、個々の市町村の実情に応じて決定するものとする。

また、代替業務については、既存の業務だけにとらわれず、今後の一般廃棄物処理業務等の動向を見極めながら、新たな委託可能な業務についても関係業者の活用に努めるとともに、庁内部局全体の連携により、できる限り代替業務として提供できるよう努めること。

(2)代替業務が実質的な支援と成り得ない場合とは、その業務の量が7の支援に十分でない場合をいい、資金上の措置は、代替業務提供の補完的措置として講じるものであること。

なお、資金上の措置とは、転廃交付金の交付等資金面での措置全般をいうものであること。

## 7 支援の算定

(1)支援は、市町村が策定する生排計画に定める事項を基にして、業務の安定を保持するものとなるよう算定すること。

(2)支援は、提供される代替業務（資金上の措置を講ずる場合はその額を含めたもの）が合理化事業計画の業務減少量に見合うものとする。

(3)支援を算定する場合は、合理化事業計画の業務減少量と適正な利益率を基礎として算定されるものであること。

(4)支援の算定期間は、市町村が定める合理化事業計画期間とする。

## 8 支援の開始

市町村の支援は、今後下水道の供用開始を行う市町村は供用開始時点を始期とし、既に供用開始を行っている市町村は合理化事業計画策定時点を始期とすることを原則とする。ただし、既に下水道の供用が開始され影響が現れている市町村もあり、このような市町村にあっては合理化事業計画策定前であっても合特法の趣旨に基いて固有の支援策を既に講じてきているところでもある。こうした事情は市町村によってそれぞれに異なるところから、合特法施行以降分については、各市町村において、し尿等処理業者と協議を行い、解決を図るものとする。

## 9 支援の期間

支援の期間は、生排計画に基づいて決定するものとする。具体的には、合理化事業計画は5年から10年程度を目安とするものとし、資金上の措置については5年程度に設定することが望ましい。また、引き続き計画策定を必要とする場合には、所要の見直しを行うこと。

## 10 し尿等の収集運搬業務の安定的実施

市町村は、し尿等の収集運搬業務が安定的に継続して実施され、また、代替業務が円滑に遂行されるよう、支援を行うし尿等処理業者に自助努力を含めた対応を求めるものとする。

## 11 その他

この指針は、平成11年11月5日から適用するが、既に合特法第3条の規定に基づく承認を受けている市町村およびし尿等処理業者との協議等を終えて合理化事業計画（案）の段階にある市町村にあつてはこの限りでない。